

一般競争入札による所有地の売却

参加要領

令和6年3月

東京都交通局資産運用部

【問合せ先】

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都交通局資産運用部資産活用課

電話03（5320）6059（ダイヤルイン）

一般競争入札による所有地の売却参加要領

《 目 次 》

◆ 入札物件	1
◆ 一般競争入札の流れ	2
◆ 第1 入札に付する物件	3
◆ 第2 申込み資格	3
◆ 第3 入札に参加することができない者	3
◆ 第4 契約に当たって付する契約条件	3
◆ 第5 物件調書	4
◆ 第6 物件の確認	4
◆ 第7 入札参加申込み	4
◆ 第8 配付物	5
◆ 第9 入札及び開札の日時	5
◆ 第10 入札及び開札の場所	5
◆ 第11 入札保証金	5
◆ 第12 入札	5
◆ 第13 入札金額の表示	6
◆ 第14 入札書の書換え等の禁止	6
◆ 第15 開札	6
◆ 第16 入札の無効	6
◆ 第17 落札者	6
◆ 第18 入札の回数	7
◆ 第19 くじによる落札者の決定	7
◆ 第20 入札結果の通知	7
◆ 第21 落札者決定の取消し	7
◆ 第22 契約の締結	7
◆ 第23 契約の確定	7
◆ 第24 契約保証金	7
◆ 第25 入札保証金の返還等	7
◆ 第26 入札保証金の利息	8
◆ 第27 入札保証金の没収	8
◆ 第28 売買代金の支払期限	8
◆ 第29 その他	8
◆ 土地売買契約書案	9
◆ 入札保証金の納付について	21
◆ 物件調書、案内図、明細図	22
◇ 一般競争入札参加申込書・一般競争入札参加申込受付書	
◇ 宣誓書	
◇ 委任状	

入 札 物 件

物件 番号	物件概要		
①	所 在	地 目	地 積 (㎡)
	墨田区吾妻橋 三丁目2番12	現況：宅地 公簿：宅地	実測：169.73 公簿：170.28
	用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
	商業地域	80	500
		最低売却価格 (円)	336,000,000

一般競争入札の流れ

1	入札参加 申込み	入札参加者は、次の申込期間内に必要な書類を持参又は郵送(書留郵便又は信書便(書留に準ずるもの))により提出してください。	
		申 込 期 間	令和6年5月7日(火曜日)から同月 20 日(月曜日)まで ※持参の場合 受付時間:午前9時から午後4時まで (ただし、正午から午後1時までの間及び土日祝日を除く。) <u>事前に御予約の上お越しいただくよう御協力願います。</u> ※郵送の場合 最終日の午後4時必着
		受 付 場 所 (送 付 先)	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎 26 階中央 東京都交通局 資産運用部 資産活用課 管財担当 電話 03-5320-6059
	提 出 書 類	(1) 一般競争入札参加申込書 (2) 宣誓書 (3) 印鑑証明書又は印鑑登録証明書(発行日から3か月以内のもの) (4) 宛名を記載した返信用封筒(郵送による申込みの場合のみ)	
2	入札保証金 納 付	入札保証金(入札金額の3%以上)を、以下の日時及び場所で、入札保証金納付書により、現金又は持参人払式小切手で納付してください。	
		受 付 日 時	令和6年5月 29 日(水曜日)午前9時 30 分から午前 10 時 20 分まで
		納 付 場 所	東京都庁第二本庁舎 24 階中央 24A会議室 保証金納付受付窓口
3	入 札 書 等 提 出	入札保証金納付手続終了後、入札書類を所定の入札箱に投入してください。	
		入 札 日 時	令和6年5月 29 日(水曜日)午前 10 時 30 分から午前 10 時 40 分まで
		入 札 場 所	東京都庁第二本庁舎 24 階中央 24A会議室
		入 札 書 類	(1) 入札書 (2) 入札保証金納付書兼納付証明書 (3) 一般競争入札参加申込受付書 (4) 委任状(代理人がお越しになる場合のみ) ※(1)～(3)については、入札参加申込み時に配布する書類を使用してください。
4	開 札	開 札 日 時	令和6年5月 29 日(水曜日)入札締切後即時
		開 札 場 所	入札場所と同じ。
5	契 約 締 結 売 買 代 金 納 付	契約締結と同時に契約保証金(契約代金の 10%以上)を納付してください(契約締結と同時に売買代金の全額を支払う場合は、契約保証金納付の必要はありません。) 契約に関しては、落札者に別途、手続を御案内します。	
		契 約 締 結 期 限	令和6年6月 28 日(金曜日)
		代 金 支 払 期 限	令和6年6月 28 日(金曜日)

一般競争入札参加要領

令和6年5月29日（水曜日）に東京都交通局が行う土地売払いの一般競争入札に参加される方は、次の各事項を御承知の上、入札してください。

（入札に付する物件）

第1 入札に付する物件は、22 ページ以降に示す物件調書に記載のとおりです。

（申込み資格）

第2 入札には、法人、個人を問わず、どなたでも参加していただけます。ただし、第3 に該当する者は参加できません。

2 一般競争入札参加申込書の申込人が、契約の名義人となります。

3 2者以上の共有名義で参加することもできます。その場合、事前に第7の3の入札参加申込みの受付場所まで御連絡ください。

（入札に参加することができない者）

第3 次のいずれかに該当する者は、この入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に該当する者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (3) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者
- (4) (2)及び(3)に掲げる者から委託を受けた者並びに(2)及び(3)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- (5) 東京都交通局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年11月8日付22交資第1377号）第5条第1項に基づく排除措置期間中の者

（契約に当たって付する契約条件）

第4 契約に当たって付する主な条件は、次に掲げるとおりです。**9 ページ以降に示す土地売買契約書案をよく御確認の上、入札に参加してください。**

- (1) 契約締結の日から5年間、この土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

なお、この条件に違反した場合には、売買代金の3割に相当する金額を、違約金として東京都交通局に支払わなければならない。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供し、また、

これらの用に供されることを知りながら、この土地の所有権を第三者に移転し、又はこの土地を第三者に貸してはならない。

なお、この条件に違反した場合には、売買代金の2割に相当する金額を、違約金として東京都交通局に支払わなければならない。

また、売買代金の8割に相当する金額を、違約罰として東京都交通局に支払わなければならない。

(物件調書)

第5 物件調書は、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が物件の概要を把握するための参考資料であり、かつ、売買契約書の別紙となるものです。

(物件の確認)

第6 入札参加申込みを行う前に必ず入札参加者御自身が、現地、諸規制等について調査・確認を行ってください。現地説明会は実施しません。

(入札参加申込み)

第7 入札参加者は、次の申込期間内に、必要な書類を持参又は郵送により提出し、申込みしなければ入札することができません。

申込期間 令和6年5月7日(火曜日)から同月20日(月曜日)まで

(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項に規定する東京都の休日を除く。)

午前9時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

※郵送の場合は、受付期限である令和6年5月20日(月曜日)午後4時までに**必着**するよう余裕を持って手続をしてください(当日の消印有効ではありません。)提出書類が受付期限後に到着した場合は、どのような理由があっても受理できません。

2 申込時の提出書類は次のとおりです。提出書類には印鑑登録済みの印を押印してください。

- (1) 一般競争入札参加申込書
- (2) 宣誓書
- (3) 印鑑証明書又は印鑑登録証明書(発行日から3か月以内のもの)

※郵送の場合は、提出書類に加え、宛名を記載した返信用封筒(切手は不要、A4用紙が入るサイズ)を同封の上、書留郵便又は信書便(書留に準ずるもの)(以下「書留郵便等」といいます。)によることとします。

また、提出書類に不備がある場合は、補正をお願いします。受付期限までに補正が完了できなければ受理できません。

3 入札参加申込みの受付場所又は送付先は、次のとおりです。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎 26階中央 東京都交通局 資産運用部 資産活用課 管財担当

電話 03-5320-6059

※持参する場合、事前に御予約の上お越しいただくよう御協力願います。

(配付物)

第8 入札参加申込受付後、東京都交通局職員から次の書類をお受け取りください。

- (1) 一般競争入札参加申込受付書（受付印を押印したもの）
- (2) 入札書
- (3) 入札保証金納付書兼納付証明書等（以下「入札保証金納付書」といいます。）

2 書留郵便等により提出書類を受理（以下「郵送受理」といいます。）した場合は、上記書類を簡易書留にて送付します。

なお、郵便事情に伴う遅配等について、東京都交通局は一切の責任を負いません。

(入札及び開札の日時)

第9 入札及び開札の日時は、次のとおりです。

期 日 令和6年5月29日（水曜日）

入札時間 午前10時30分から午前10時40分まで

開札時間 入札締切後即時

(入札及び開札の場所)

第10 入札及び開札の場所は、次のとおりです。

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎24階中央 24A会議室

(入札保証金)

第11 入札参加者は、各自の見積もる金額の100分の3以上の入札保証金（現金又は持参人払式小切手）を、東京都交通局の発行する入札保証金納付書により、入札当日の入札前に次の場所及び受付時間内に納付しなければなりません。入札保証金納付書は、入札参加申込受付時に受領してください（郵送受理の場合は、簡易書留にて送付します。）。

なお、入札保証金納付書には、印鑑登録済みの印を押印してください。

納付場所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎24階中央 24A会議室 保証金納付受付窓口

受付時間 午前9時30分から午前10時20分まで

2 入札保証金の納付は、持参人払式小切手（振出しの日から起算し、8日を経過していない小切手）をもってこれに代えることができます。詳細については21ページ「入札保証金の納付について」を参照してください。

(入札)

第12 入札参加者は、第11の入札保証金納付手続終了後、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、入札保証金納付書のうち入札保証金納付書兼納付証明書及び一般競争入札参加申込受付書を同封して所定の入札箱に投入してください。

2 入札は、代理人に行わせることができます。この場合には、当該代理人に対する委任状を入札書に同封してください。

また、入札当日に、代理人の身分が確認できるものを持参してください。

3 入札書は、入札参加申込受付時に受領してください。郵送受理の場合は、簡易書留にて送付します。入札書には、印鑑登録済みの印を押印してください。

(入札金額の表示)

第 13 入札金額は、物件の価額の総額を表示してください。

(入札書の書換え等の禁止)

第 14 入札参加者は、入札書を投入した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(開札)

第 15 開札は、入札後直ちに入札参加者立会いの下、公開で行います。

2 入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない東京都交通局職員を立ち合わせます。

(入札の無効)

第 16 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加することができない者のした入札
- (2) 入札の前に第 11 の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 入札金額の 100 分の 3 に満たない入札保証金を納付した者のした入札
- (4) 入札書の記載事項が不明なもの、入札書に記名若しくは押印のないもの、又はその両方のないもの
- (5) 同じ物件について 2 通以上の入札書を提出した者の入札で、その前後を判別できないもの又は最初の入札以外のもの
- (6) 他人の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者に係る入札
- (7) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- (8) 入札書に入札保証金納付書兼納付証明書若しくは一般競争入札参加申込受付書を同封していないもの、又はその両方を同封しないで入札した者のした入札
- (9) 代理人に行わせる入札で、代理人に対する委任状を同封しなかった入札
- (10) 最低売却価格に達しない金額での入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

(落札者)

第 17 落札者は、東京都交通局の最低売却価格以上の価格で入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者とします。

(入札の回数)

第 18 入札の回数は 1 回とし、再度入札は実施しません。

(くじによる落札者の決定)

第 19 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない東京都交通局職員にくじを引かせます。

(入札結果の通知)

第 20 開札時において、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札参加者に知らせます。この場合に、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知します。

2 入札結果については、東京都交通局ホームページ等において公表します。

(落札者決定の取消し)

第 21 落札者と決定された者が第 23 に規定する契約の確定までの間に、第 3 に規定する入札に参加することができない者に該当すると判明した場合は、当該決定を取り消します。

(契約の締結)

第 22 落札者は、令和 6 年 6 月 28 日（金曜日）までに 9 ページ以降に示す土地売買契約書案により契約を締結しなければなりません。

(契約の確定)

第 23 契約は、東京都交通局が落札者とともに入札書に記名押印したときに確定します。

(契約保証金)

第 24 落札者は、契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を東京都交通局が発行する納付書により納付しなければなりません。ただし、契約の締結と同時に、売買代金の全額を支払う場合には、納付する必要はありません。

(入札保証金の返還等)

第 25 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札者決定後、直ちに納付した場所で、入札保証金領収証書と引換えに返還します。

なお、入札保証金を納付した後、入札に参加しなかった者が入札保証金の返還を受けようとする際には、入札保証金領収証書のほか入札保証金納付書兼納付証明書も必要になります。

2 落札者が納付した入札保証金は、第 24 に規定する契約保証金に振り替えます。ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、当該代金の一部に充当します。

3 入札保証金を契約保証金に振り替える場合に、入札保証金の額が契約保証金の額に満たないときは、その差額を第 24 の例により納付しなければなりません。

(入札保証金の利息)

第 26 入札保証金は、その受入期間について利息を付けません。

(入札保証金の没収)

第 27 落札者が第 22 に定める期限までに契約の締結に応じない場合は、落札についてはその効力を失い、落札者が納付した入札保証金については、東京都交通局に帰属することとなります。

(売買代金の支払期限)

第 28 売買代金は、令和 6 年 6 月 28 日（金曜日）までに支払わなければなりません。

(その他)

第 29 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とします。

2 入札参加、契約書等において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及びメートル法とします。

3 入札物件は、事情により予告なく入札を変更し、又は入札を中止することがあります。なお、この場合、入札参加に要した費用（調査費等）は補償しません。

土地売買契約書案

(契約締結と同時に契約保証金を納付し、指定期日までにその代金の全額を支払う場合)

土地売買契約書

売主東京都を甲とし、買主 _____ を乙とし、甲乙間において、次の条項により、土地売買契約を締結する。

(売買物件及び売買価額)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「この土地」という。）を、
金 _____ 円をもって乙に売り渡す。

所 在	地 目	地 積	備考

2 乙は、前項に定める地積を契約対象地積とすることを了承し、物件引渡し後の測量その他により地積との間に相違があることが判明しても、売買価額の減額請求及びその他名目での支払請求を行わないものとする。

(契約保証金)

第2条 乙は、この契約に関し、契約保証金として金 _____ 円を、この契約の締結と同時に、甲の発行する納付書により、その指定する場所において納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息を付けないものとする。

3 第1項の契約保証金は、前条に規定する代金の一部に充当するものとする。

4 第1項の契約保証金は、乙の責めに帰すべき理由により、この契約が解除されたときは、甲は、その返還義務を負わないものとする。

(代金の支払)

第3条 乙は、第1条に規定する代金から、前条第1項の契約保証金を差し引いた残額金 _____ 円を、 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに、甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

(延滞金)

第4条 乙は、第1条に規定する代金を、その支払期日までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該代金の金額につき年 14.6 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を支払わなければならない。この場合において、年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。

(所有権の移転及び物件の引渡し)

第5条 この土地の所有権は、乙が第1条に規定する代金（前条に規定する延滞金がある場合は、これを含む。）の支払を完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 この土地は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状のまま引渡しがあったものとする。

(所有権の移転登記)

第6条 乙は、前条第1項の規定によりこの土地の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記は、公簿地積によるものとする。

3 第1項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(風俗営業等の禁止)

第7条 乙は、この契約締結の日から5年間、この土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第8条 乙は、この土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、この土地の所有権を第三者に移転し、又はこの土地を第三者に貸してはならない。

2 乙は、第13条第1項第3号の規定によりこの契約を解除された場合においては、甲に対し、第1条に規定する代金の100分の20に相当する額の違約金（損害賠償額の予定）を支払わなければならない。

3 乙は、第1項に規定する義務に違反し、この土地を暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供したと認められる場合において、甲が第13条第1項第3号の規定によりこの契約を解除するときは、甲に対し、前項に規定する違約金に加え、第1条に規定する代金の100分の80に相当する額を違約罰として支払わなければならない。

4 甲は、第13条第1項第3号の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(特約条項)

第9条 乙は、この土地が物件調書（別紙1）記載の内容のとおりであることを了承した上、この土地を買い受けるものとする。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、この土地の品質が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが判明したときは、引渡しの日から2年以内に、かつ、乙が契約不適合を知ってから1年以内に、甲に対して書面により通知した場合に限り、売買価額を限度とした修補若しくは損害賠償又は契約解除の協議を甲に対して求めることができる。ただし、乙の責に帰すべき事由による場合、契約締結時に乙が知っていた場合又は間接損害若しくは予見すべき特別の事情による損害である場合を除く。

2 前条（特約条項）の内容については、前項の契約不適合に該当しない。

(調査協力義務)

第 11 条 甲は、この土地について、随時、その使用状況を実地に調査することができる。
この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

2 乙は、甲が必要と認めるときは、この土地について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えてこの土地の利用状況等を甲に報告しなければならない。

(違約金)

第 12 条 乙は、第 7 条に規定する義務に違反したときは、甲に対し、第 1 条に規定する代金の 100 分の 30 に相当する額の違約金を支払わなければならない。

2 乙は、正当な理由なく前条に規定する義務に違反して調査に協力しなかったときは、甲に対し、第 1 条に規定する代金の 100 分の 10 に相当する額の違約金を支払わなければならない。

3 前 2 項に規定する違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合は、催告をしないで、この契約を解除することができる。

- (1) 第 2 条の規定に違反したとき。
- (2) 第 3 条の規定に違反したとき。
- (3) 第 8 条第 1 項の規定に違反したとき。
- (4) 前条第 1 項又は第 2 項の規定に違反したとき。

2 甲は、前項に規定する場合を除くほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告の上、この契約を解除することができる。

(返還金等)

第 14 条 甲は、前条の規定により契約を解除したときは、次条第 1 項の土地の返還及びこの土地の所有権移転登記を確認後、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条の規定により契約を解除したときは、乙が支払った延滞金及び違約金並びに乙がこの土地に対して支出した必要費、有益費その他一切の費用は、償還しない。

(原状回復)

第 15 条 乙は、第 13 条の規定により契約を解除された場合においては、甲の指定する期日までに、自己の責任と負担とで、この土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲がこの土地を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、この土地が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項の規定によりこの土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、この土地の所有権移転登記の承諾書その他必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 甲は、乙がこの契約に定める義務（第 8 条の場合を除く。）を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

（返還金の相殺）

第 17 条 甲は、この契約の規定により売買代金を返還する場合において、乙が甲に支払うべき債務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

（契約の費用）

第 18 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第 19 条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義の決定等）

第 20 条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（暴力団等排除に関する特約条項）

第 21 条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙 2 に定めるところによる。

甲と乙とは、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

年 月 日

甲 東 京 都
代表者 公営企業管理者
東京都交通局長

乙

物 件 調 書

所在地				最低売却価格	
住居表示					
地積		地目		形状	
道路幅員及び 接面状況等					
私道の負担等 に関する事項	負担等の 有無		負担等の 内容	—	
法令等に基づ く制限	区域区分			用途地域	
	建ぺい率			容積率	
	高度地区			防火地域/ 準防火地域	
	日影規制		—	その他の 制限	
供給・処理 施設状況	施 設			引込状況	
	電 気				
	上水道				
	下水道				
	都市ガス				
交通機関 (現地まで)	鉄 道				
公共施設 (現地から直線距離)	区 役 所				
	小 学 校				
	中 学 校				
近隣の状況					
特記事項					

暴力団等排除に関する特約条項（土地売買契約）

（暴力団等排除に係る契約解除）

- 第1条 甲は、乙が、東京都交通局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年11月8日付22交資第1377号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲に対し、土地売買契約書第1条に規定する代金の100分の30に相当する額の違約金を支払わなければならない。
- 3 前項に規定する違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 4 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の受けた損害を賠償しなければならない。
- 5 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- 6 土地売買契約書第2条第4項、第14条、第15条及び第17条の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

（不当介入に関する通報報告）

- 第2条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を甲に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を甲及び管轄警察署に提出しなければならない。
- 3 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。

土地売買契約書案

(契約締結と同時に、その代金の全額を支払う場合)

土地売買契約書

売主東京都を甲とし、買主 _____ を乙とし、甲乙間において、次の条項により、土地売買契約を締結する。

(売買物件及び売買価額)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「この土地」という。）を、
金 _____ 円をもって乙に売り渡す。

所 在	地 目	地 積	備考

2 乙は、前項に定める地積を契約対象地積とすることを了承し、物件引渡し後の測量その他により地積との間に相違があることが判明しても、売買価額の減額請求及びその他名目での支払請求を行わないものとする。

(代金の支払)

第2条 乙は、前条の代金をこの契約の締結と同時に、甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

(所有権の移転及び物件の引渡し)

第3条 この土地の所有権は、乙が第1条に規定する代金の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 この土地は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状のまま引渡しがあったものとする。

(所有権の移転登記)

第4条 乙は、前条第1項の規定によりこの土地の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記は、公簿地積によるものとする。

3 第1項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(風俗営業等の禁止)

第5条 乙は、この契約締結の日から5年間、この土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第6条 乙は、この土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、この土地の所有権を第三者に移転し、又はこの土地を第三者に貸してはならない。

2 乙は、第11条第1項第2号の規定によりこの契約を解除された場合においては、甲に対し、第1条に規定する代金の100分の20に相当する額の違約金（損害賠償額の予定）を支払わなければならない。

3 乙は、第1項に規定する義務に違反し、この土地を暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供したと認められる場合において、甲が第11条第1項第2号の規定によりこの契約を解除するときは、甲に対し、前項に規定する違約金に加え、第1条に規定する代金の100分の80に相当する額を違約罰として支払わなければならない。

4 甲は、第11条第1項第2号の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（特約条項）

第7条 乙は、この土地が物件調書（別紙1）記載の内容のとおりであることを了承した上、この土地を買い受けるものとする。

（契約不適合責任）

第8条 乙は、この土地の品質が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが判明したときは、引渡しの日から2年以内に、かつ、乙が契約不適合を知ってから1年以内に、甲に対して書面により通知した場合に限り、売買価額を限度とした修補若しくは損害賠償又は契約解除の協議を甲に対して求めることができる。ただし、乙の責に帰すべき事由による場合、契約締結時に乙が知っていた場合又は間接損害若しくは予見すべき特別の事情による損害である場合を除く。

2 前条（特約条項）の内容については、前項の契約不適合に該当しない。

（調査協力義務）

第9条 甲は、この土地について、随時、その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

2 乙は、甲が必要と認めるときは、この土地について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えてこの土地の利用状況等を甲に報告しなければならない。

（違約金）

第10条 乙は、第5条に規定する義務に違反したときは、甲に対し、第1条に規定する代金の100分の30に相当する額の違約金を支払わなければならない。

2 乙は、正当な理由なく前条に規定する義務に違反して調査に協力しなかったときは、甲に対し、第1条に規定する代金の100分の10に相当する額の違約金を支払わなければならない。

3 前2項に規定する違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合は、催告をしないで、この契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反したとき。
- (2) 第6条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 前条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

2 甲は、前項に規定する場合を除くほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告の上、この契約を解除することができる。

(返還金等)

第12条 甲は、前条の規定により契約を解除したときは、次条第1項の土地の返還及びこの土地の所有権移転登記を確認後、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条の規定により契約を解除したときは、乙が支払った違約金及び乙がこの土地に対して支出した必要費、有益費その他一切の費用は、償還しない。

(原状回復)

第13条 乙は、第11条の規定により契約を解除された場合においては、甲の指定する期日までに、自己の責任と負担とで、この土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲がこの土地を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、この土地が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定によりこの土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、この土地の所有権移転登記の承諾書その他必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務(第6条の場合を除く。)を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第15条 甲は、この契約の規定により売買代金を返還する場合において、乙が甲に支払うべき債務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第18条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第19条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙2に定めるところによる。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

年 月 日

甲 東 京 都
代表者 公営企業管理者
東京都交通局長

乙

物 件 調 書

所在地				最低売却価格	
住居表示					
地積		地目		形状	
道路幅員及び 接面状況等					
私道の負担等 に関する事項	負担等の 有無		負担等の 内容	—	
法令等に基づく 制限	区域区分			用途地域	
	建ぺい率			容積率	
	高度地区			防火地域/ 準防火地域	
	日影規制	—		その他の 制限	
供給・処理 施設状況	施設			引込状況	
	電気				
	上水道				
	下水道				
	都市ガス				
交通機関 (現地まで)	鉄道				
公共施設 (現地から直線距離)	区役所				
	小学校				
	中学校				
近隣の状況					
特記事項					

暴力団等排除に関する特約条項（土地売買契約）

（暴力団等排除に係る契約解除）

第1条 甲は、乙が、東京都交通局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年11月8日付22交資第1377号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲に対し、土地売買契約書第1条に規定する代金の100分の30に相当する額の違約金を支払わなければならない。

3 前項に規定する違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

5 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

6 土地売買契約書第12条、第13条及び第15条の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

（不当介入に関する通報報告）

第2条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を甲に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。

なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を甲及び管轄警察署に提出しなければならない。

3 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。

入札保証金の納付について

○小切手の場合

- 1 「持参人払式小切手」を使用してください。
- 2 振出人、支払人とも同一金融機関になります。
- 3 支払人に記載された金融機関名が「電子交換所参加銀行一覧」(※)に記載のある金融機関の小切手を使用してください。
(※) 入札保証金納付時点において、一般社団法人全国銀行協会ホームページ (<https://www.zenginkyo.or.jp>) 記載の「電子交換所参加銀行一覧」に記載されている金融機関とします。
- 4 個人振出の小切手(法人名義で振り出された個人振出の小切手も含む。)は使用できません。
- 5 小切手は、振出しの日から起算して8日以内のものとしてください。振出日が空欄のものと及び先日付のものは不可とします。
- 6 支払先銀行が特定される「特定線引小切手」は使用できません。
- 7 つり銭はできませんので、小切手には納付金額を過不足なく記載してください。

「東京」・「横浜」等の記載のある小切手も使用可能です。

(参考)

小 切 手	
支払地	東京都〇〇区〇〇町〇丁目 (株) 〇〇銀行〇〇店
金 額	¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇※
上記の金額を 持参人 へこの小切手と引替えにお支払いください。 拒絶証書不要	
振出日	令和 年 月 日
振出地	〇〇〇
振出人	株式会社 〇〇銀行 〇〇店 〇〇〇店長 東京 太郎
0 1 - 2 3 4 5 - 6 7 8 9 - 0	1 2 3 4 5 - 6 7 8 9 0

全国 5001
0000-000

○入札参加申込み時の留意事項

入札参加申込み時の提出書類「一般競争入札参加申込書」に入札保証金の納付方法についての項目(「3 入札保証金」)がありますので、小切手・現金のどちらかに○をつけていただくようお願いします。

物件番号 ①

物件調書

所在地	墨田区吾妻橋三丁目2番12			最低売却価格 336,000,000円	
住居表示	墨田区吾妻橋三丁目1番5号				
地積	実測：169.73㎡	地目	現況：宅地	形状	ほぼ長方形 間口：約9m 奥行：約20m
	公簿：170.28㎡		地目：宅地		
道路幅員及び 接面状況等	北側で幅員約33mの舗装都道（特例都道本郷亀戸線）に等高に接面				
私道の負担等 に関する事項	負担等の 有無	無	負担等の 内容	—	
法令等に基づく 制限	区域区分	市街化区域		用途地域	商業地域
	建ぺい率	80%		容積率	500%
	高度地区	35m高度地区、最低 限高度地区（7m）		防火地域/ 準防火地域	防火地域
	日影規制	—		その他の 制限	斜線制限 道路：有、隣地：有、 北側：無
供給・処理 施設状況	施設			引込状況	
	電気			可	
	上水道			可	
	下水道			可	
	都市ガス			可	
交通機関 (現地まで)	鉄道	都営地下鉄浅草線「本所吾妻橋駅」 A2出入口至近			
公共施設 (現地から直線距離)	区役所	墨田区役所 北西方 約 400m			
	小学校	墨田区立横川小学校 南東方 約 200m			
	中学校	墨田区立本所中学校 南西方 約 400m			
近隣の状況	① 店舗付共同住宅が多い商業地域である。 ② 本件地周辺に危険・嫌悪施設等は存しない。				
特記事項	① 本件地は、都営浅草線に近接するため、建築工事、土木工事等の際には、交通局と近接協議の必要がある。詳細については、以下の部署に確認すること。 建設工務部保線課建築相談担当（都庁第二本庁舎24階北側） 電話：03-5320-6151（事前予約制） ② 本件地での建築工事、土木工事等に係る搬出入の際には、本所吾妻橋駅A2出入口の利用者の支障にならないよう十分に配慮すること。 ③ 本件地には、解体済み都有建物（乗務区庁舎）の基礎杭が残置されている。残置状況（想定）については、別紙1のとおり。 なお、最低売却価格の算出においては、別紙1等から算出した本件残置杭の除去費用相当額を考慮している。 ④ 土地利用の履歴調査の結果、③の残置杭を除く地下埋設物が存する可				

	<p>能性のある履歴は確認できなかったため、本件地の地下埋設物調査は行っていない。</p> <p>⑤ 本件地にて今後掘削等により、想定本数以上の残置杭を含む地下埋設物が発見された場合であっても、名目のいかんを問わず、落札者は一切の請求をしないものとする。</p> <p>⑥ 土地利用の履歴調査の結果、土壌汚染のおそれがある履歴は確認できなかったため、本件地の土壌汚染調査は行っていない。</p> <p>⑦ 本件地にて汚染土壌処理基準を超えている土壌が発見された場合であっても、名目のいかんを問わず、落札者は一切の請求をしないものとする。</p> <p>⑧ 本件地における土地利用の履歴調査の結果概要については別紙2のとおり。</p> <p>⑨ 本件地の地盤調査は行っていない。</p> <p>⑩ 本件地において都有建物（乗務区庁舎）の解体工事の際、解体重機等の乗り入れのために舗装面下から深さ約1mの範囲において地盤改良工事（セメント系固化剤による表層改良工法）を行っており、本件地には舗装面の下の一部に改良土が残置されている。</p> <p>⑪ 本件地にて、別途地盤改良工事が必要となった場合であっても、名目のいかんを問わず、落札者は一切の請求をしないものとする。</p> <p>⑫ 本件地は、墨田区埋蔵文化財取扱要綱における「周知の埋蔵文化財包蔵地又は遺跡が発見された土地に近接（100m以内）している土地」に該当し、当該要綱の指導対象地となり、開発者に試掘調査の実施が指導される。詳細については、入札参加者において、墨田区教育委員会事務局地域教育支援課に確認すること。</p> <p>⑬ 本件地にて、埋蔵文化財に係る調査等が必要となった場合、名目のいかんを問わず、落札者は一切の請求をしないものとする。</p> <p>⑭ 本件地は、墨田区水害ハザードマップによると浸水想定区域に該当している。入札参加者において、上記ハザードマップ、東京都建設局「浸水リスク検索サービス」、国土交通省「ハザードマップポータルサイト」等により、最新のハザードマップの確認を行うこと。 また、併せてその他災害に関する想定や指針等についても確認を行うこと。</p> <p>⑮ 本件地は、墨田区景観計画における「特定区域」に位置している。詳細については、入札参加者において、墨田区都市計画部都市計画課に確認を行うこと。</p> <p>⑯ 本件地は、「墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例」における指定区域に該当し、本件地の利用用途等によっては、自転車駐車場の付置義務が生じる。詳細については、入札参加者において、墨田区都市整備部土木管理課に確認を行うこと。</p> <p>⑰ その他「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例（墨田区集合住宅条例）」等の建築関係、その他の法令、条例、要綱等について、入札参加者において確認を行うこと</p> <p>⑱ 境界について、本件地北側は地籍調査により確認済みであり、南側二者、東側及び西側は隣地と境界確認済みである。 また、境界標を設置して境界を明示済みである。</p> <p>⑲ 本件地の売買は実測面積によって行い、所有権移転登記は公簿面積によって行う。都は地積更正登記を行わない。</p> <p>⑳ 後日測量の結果、地積との間に差異が生じて、都との間で売買代金の精算は行わず、都は地積更正登記の責は負わない。</p> <p>㉑ 隣地との境界付近には、南側の一部を除きネットフェンスを設置している。本件地は、ネットフェンスを含め現状のまま売却し、引き渡す。</p>
--	---

	⑳ 本件地に関して、本特記事項に記載した内容が都の認識する全ての事項であり、これらについて今後対応が必要となった場合や、後日新たに確認又は調整等を要する事項が発生した場合であっても、名目のいかんを問わず、落札者は一切の請求をしないものとする。
--	---

※③の基礎杭に係る庁舎設計図書等、④、⑥及び⑧の土地利用の履歴調査結果並びに⑩に関する確定測量図については、下記窓口にて閲覧が可能である。(事前予約制)

【窓口】 東京都交通局資産運用部資産活用課管財担当
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎 26階中央
電話03-5320-6059

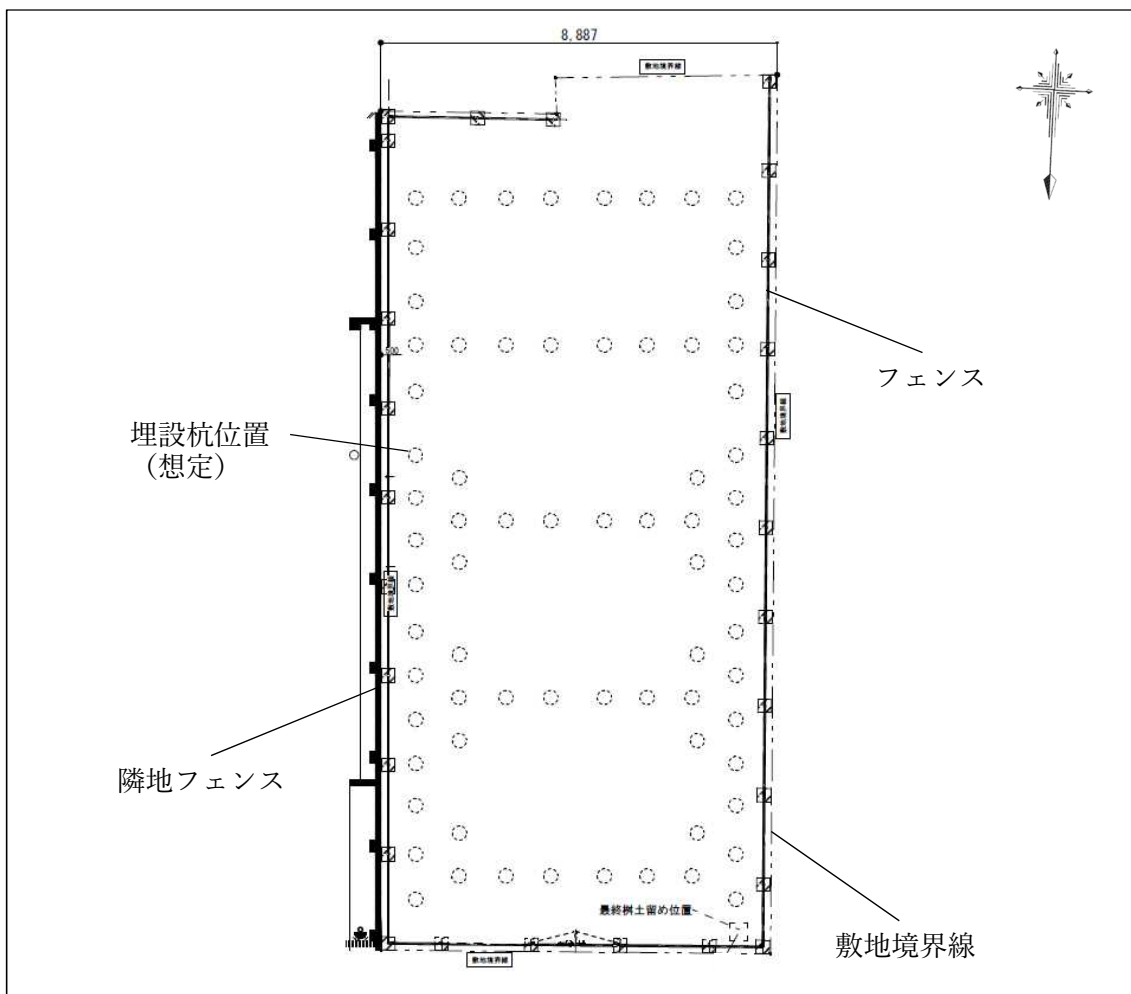
残置杭の状況

本件地には、解体済み都有建物（乗務区庁舎：昭和 38 年竣工）の基礎杭が残置されている。庁舎建築時の設計図書によると、下記のような状況でコンクリートパイルが残置されているものと推測される。

なお、庁舎の基礎撤去時に、地表面から深さ約 2 m の位置に地下水が確認され、杭頭が泥水で覆われていたため、正確な杭の位置を測定できなかった。

記

- ・ 本数：72 本
- ・ 杭径：550mm (55cm)
- ・ 杭長：19m。庁舎の基礎解体工事の際に、杭上部が数十 cm 削られている可能性あり。
- ・ 残置場所：地表面から約 2m 下。想定配置図は、次のとおり。

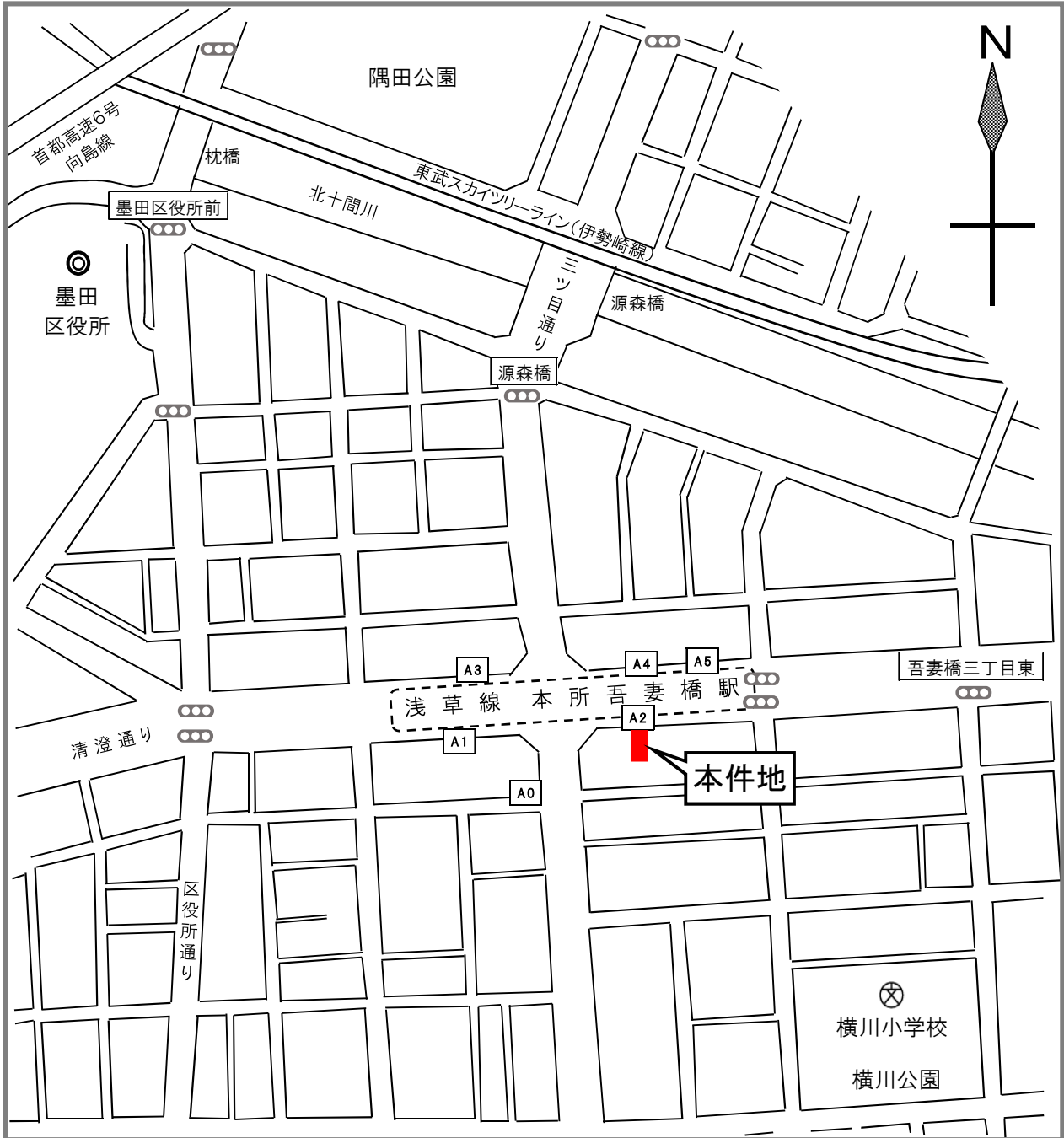


土地利用の履歴等年表

年代	対象地及びその周辺の土地利用の状況	対象地の土壌汚染の可能性	根拠資料
1909年 (明治42年)	調査地及び周辺は宅地となっている。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	旧地形図(国土地理院)
1916年 (大正5年)	調査地及び周辺は宅地となっている。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	旧地形図(国土地理院)
1930年 (昭和5年)	調査地及び周辺は宅地となっている。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	旧地形図(国土地理院)
1933年 (昭和8年)	調査地及び周辺は宅地となっている。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	大東京鳥瞰写真地図 (日本地図センター)
1933~1935年 (昭和8~10年)	調査地には長屋形状の建物があり、「ソバヤ」「タバコヤ」表記がある。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	火災保険特殊地図 「火保図 本所区」 (都市整図社)
1942年 (昭和17年)	調査地及び周辺は宅地となっている。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	空中写真(国土地理院)
1944年 (昭和19年)	調査地には長屋形状の建物がある。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	火災保険特殊地図 「火保図 本所区向島区方面」 (都市整図社)
1947年 (昭和22年)	調査地及び周辺は宅地となっている。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	空中写真(国土地理院)
1953年 (昭和28年)	調査地及び周辺は宅地となっている。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	火災保険特殊地図 「墨田区 [3] 吾妻橋方面」 (都市整図社)
1958年 (昭和33年)	調査地及び周辺は宅地となっている。 交通局が庁舎用地として買収をする。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	旧地形図(国土地理院)
1963年 (昭和38年)	調査地及び周辺は宅地となっている。 交通局庁舎(吾妻橋乗務区庁舎)が竣工する。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	空中写真(国土地理院)
1973年 (昭和48年)	調査地は交通局庁舎敷地となっている。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	住宅地図(ゼンリン)
1975年 (昭和50年)	調査地及び周辺は宅地となっている。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	空中写真(国土地理院)
1982年 (昭和57年)	調査地は交通局庁舎敷地となっている。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	住宅地図(ゼンリン)
1992年 (平成4年)	調査地は交通局庁舎敷地となっている。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	住宅地図(ゼンリン)
2003年 (平成15年)	調査地は交通局庁舎敷地となっている。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	住宅地図(ゼンリン)
2009年 (平成21年)	調査地及び周辺は宅地となっている。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	空中写真(国土地理院)
2012年 (平成24年)	調査地は交通局庁舎敷地となっている。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	住宅地図(ゼンリン)
2017年 (平成29年)	調査地及び周辺は宅地となっている。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	空中写真(国土地理院)
2023年 (令和5年)	交通局庁舎の解体工事が完了する。近隣地の工事のため資材等の保管場所として一時的に貸し付ける。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	—

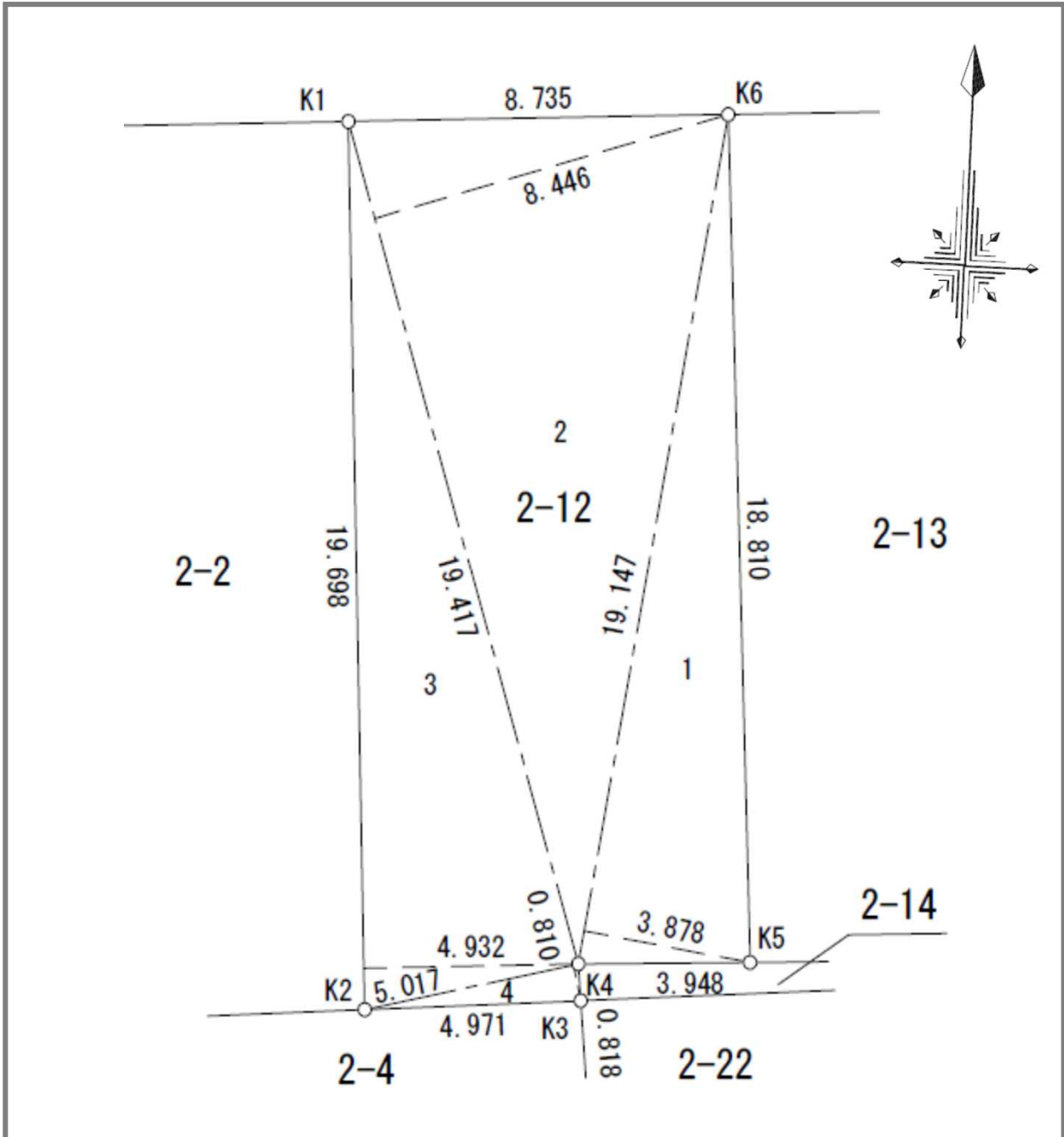
案内図

墨田区吾妻橋三丁目2番12



明細図

墨田区吾妻橋三丁目2番12



受付番号

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

東京都交通局長 殿

一般競争入札に参加したく、下記のとおり申し込みます。
なお、入札参加要領及び物件調書の内容を十分確認し、各事項について承諾した上で、入札に参加することを誓約します。

記

1 入札参加物件

土地の所在

2 申込人

住所

氏名

実印

連絡先 (TEL)

担当者名

(メールアドレス)

3 入札保証金

(小切手 ・ 現金) で納付予定です。※いずれかに○をしてください。

(注) 申込書には、印鑑登録済みの印を使用してください。

◆「入札保証金納付書」及び「入札書」を受領しました。

氏名

一般競争入札参加申込受付書

住所

氏名

殿

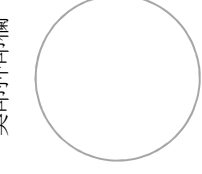
下記物件について、一般競争入札参加申込みを受け付けました。
なお、当日は、この受付書を入札書及び入札保証金納付証明書と同封して入札してください。

記

1 入札参加物件

土地の所在

実印押印欄



令和

年 月

日

東京都交通局資産運用部

宣 誓 書

下記の各事項に該当しない者であることを宣誓します。

令和 年 月 日

東京都交通局長 殿

住 所

氏 名

実印

記

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に該当する者
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- 5 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者
- 6 4 及び 5 に掲げる者から委託を受けた者並びに 4 及び 5 に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- 7 東京都交通局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成 22 年 11 月 8 日付 22 交資第 1377 号）第 5 条第 1 項に基づく排除措置期間中の者
- 8 その他法令等の規定により、東京都交通局との間で土地売買契約ができない者

（注）宣誓書には、印鑑登録済みの印を使用してください。

(参考様式)

委 任 状

代理人 住所
氏名 ④

私は、上記の者を代理人と定め、下記土地の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

記

土 地 の 所 在	地 積

令和 年 月 日

東京都交通局長 殿

住所
氏名 実印

※この委任状は、入札行為を代理人名及び代理人印にて行うことを、入札者本人から代理人に委任するものです。入札書には、委任状に押印した代理人印と同じ印鑑を使用してください。ただし、株式会社等の社員が業務として申し込む場合は、この委任状は必要ありません。